

事務連絡
令和7年3月21日

農業委員会
農地中間管理機構 } 事務担当者 様

農林水産省経営局農地政策課
農地利用最適化グループ
経営専門官（有効利用担当）

農地中間管理権の取得に係る基準に適合しない遊休農地の取扱いについて

農地法に基づく遊休農地に関する措置において、農業委員会は、農地の利用意向調査の結果、所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったときは、その旨を農地中間管理機構に通知することとされています（農地法（昭和27年法律第229号）第35条第1項）。

当該通知を受けた農地中間管理機構は、その農地が、農地中間管理事業規程に定める農地中間管理権の取得に係る基準（以下、単に「基準」という。）に適合しない場合（以下、基準に適合しない農地を「不適合遊休農地」という。）には、その旨を農業委員会及び所有者等に通知することとされています（同条第2項）。

このような運用の中、不適合遊休農地の利用の状況が変わっていないにもかかわらず、農業委員会は、前年の不適合遊休農地について利用意向調査を行い、再び、所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明を受け、前年と同様の手続きを繰り返すなど、農業委員会及び農地中間管理機構における事務は、それぞれの大きな負担となっています。

また、所有者等からも、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明を行っても、基準に適合しない旨の通知を再び受け取っており、農地中間管理機構への不信感につながっているとの意見もあります。

このため、遊休農地に関する措置の実効性を確保しつつ、農業委員会及び農地中間管理機構の事務の負担軽減に有効である下記の取組について参考としていただくことも考えられますので、お知らせします。

いずれにしましても、遊休農地に関する措置については、農業委員会及び農地中間管理機構における事務の負担軽減に向け、それぞれの体制等を踏まえ、その取扱いについて相互で調整していただきますようお願いいたします。

記

1 基準に適合しない旨の通知を受けた時から次の利用意向調査までの取組

農業委員会は、

- (1) 不適合遊休農地について、次の利用状況調査までの間に、必ず、農地に該当す

るか、非農地に該当するかの判断を行います。

(2) (1)の不適合遊休農地（農地と判断したものに限る。）について、農地中間管理機構の協力を得て、基準に適合するか否かを確認します。

基準に適合しない旨を確認した場合、その理由も農地中間管理機構から聞き取ります。

(3) (2)で基準に適合しない旨を確認した不適合遊休農地について、その所有者等に対し、その旨及びその理由を説明します。

併せて、不適合遊休農地を適切に保全管理するよう指導します。

2 利用意向調査における取組

農業委員会は、上記1の(3)の不適合遊休農地に係る利用意向調査に当たり、所有者等に対し、

① 基準に適合しないため農地中間管理事業を利用できないこと、

② 利用の意向としては、「自ら耕作する」、「自ら売却先、貸付先を探す」、「その他」から選択することとなること

を説明し、ご理解を得るものとします。これらのご理解を得た場合には、農地法第35条第1項に基づく農地中間管理機構への通知及び同条第2項に基づく基準に適合しない旨の農業委員会及び所有者等への通知は不要となります。

3 その他

農業委員会は、農地中間管理機構などの関係機関と連携して、地域内外からの不適合遊休農地（農地と判断したものに限る。）の借受希望者の掘り起こしを継続して行うものとします。

掘り起こしの結果、借受希望者が現われた場合には、速やかに農地中間管理機構にその旨を連絡するとともに、農地中間管理事業の利用も含め、所有者等及び借受希望者の意向を確認し、農地の貸借に係る手続きを行うよう促すものとします。一方、借受希望者が現われるまでの間、所有者等に対し、適切に保全管理するよう指導します。